

# 景観法及び八代市景観条例に基づく届出制度



大規模な建築物の新築や開発行為等は、周辺の景観に大きな影響を与えます。

八代市では、景観法及び八代市景観条例に基づき、一定規模を超える行為を行う際には事前に届出をしていただき、景観誘導を図っています。

八代市の優れた都市景観づくりのため、市民・事業者の皆様のご協力をお願いします。

## 1. 届出が必要な区域（景観計画区域）

景観計画の対象となる区域（景観計画区域）は、八代市全域（地先の公有水面を含む）です。

八代市では、市全域を対象とした緩やかな基準による景観誘導を基本とし、特定の区域（特定施設届出地区、景観重点地区）については、より詳細な基準を設けています。

この2つを組み合わせることによって、メリハリのある景観形成を図っています。

### ■ 地区区分と届出対象行為の概要

区域	地区区分	届出対象行為
市全域	一般地区 (景観重点地区候補を含む)	一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等 (大規模行為)
特定の区域	特定施設届出地区	指定した幹線道路沿道における一定規模以上の特定施設(物販 店、飲食店等)に係る建築物の建築や工作物の建設等
	景観重点地区(妙見宮周辺地区) (令和7年4月1日施行)	特定の地区内における建築物の建築や工作物の建設等 (原則、全ての行為)※令和7年4月1日から届出が必要になります。

八代市景観条例、八代市景観計画について、詳細は八代市ホームページをご覧ください。

八代市ホームページ [https://www.city.yatsushiro.lg.jp/ki\\_ji00311792/index.html](https://www.city.yatsushiro.lg.jp/ki_ji00311792/index.html)

八代市 景観

👉 で検索できます。



お問い合わせ

八代市 建設部 建設政策課

令和6年6月発行

〒866-8601 八代市松江城町 1-25

TEL:0965-33-4116 E-mail:kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp

## 2. 一般地区(市全域)

大規模な建築行為などは、周囲の景観に与える影響が大きく、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気が失われてしまう恐れがあります。

そこで、周辺景観への影響が大きい大規模な行為について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

### 届出対象行為

※届出対象行為に含まれない全ての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は、景観形成基準に適合するよう配慮するものとします。

一般地区（市全域※地先の公有水面を含み、景観重点地区を除く）における届出対象行為は、以下の通りです。

行為の種類※1		行為の規模※2
建築物の建築等※3	建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが13mを超えるもの</li> <li>又は</li> <li>・建築面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの</li> <li>・高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>・工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く</li> <li>・太陽光発電施設について、高さ（太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。）の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）13mを超えるもの</li> <li>又は</li> <li>・太陽光発電施設について、その敷地の用に供する土地の面積（当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。）が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>
	柵・塀 その他の工作物※4	
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋め立て又は干拓を含む土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁が生じるもの</li> </ul>
地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>又は</li> <li>・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁が生じるもの</li> </ul>
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>※森林保護のための行為（間伐等）は除く</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが2mを超え、かつ、行為に係る部分の面積が500㎡を超え、かつ、堆積の期間が90日を超えるもの</li> </ul>

※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。（工事に係る仮設のものを除く。）

※4 八代市景観条例施行規則第3条第2号から第13号までに掲げる工作物とする。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド等の遊戯施設、アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント等の製造施設、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設等の処理施設、広告塔又は広告板、太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）

一般地区（市全域）における景観形成基準は、以下の通りです。

行為	事項	景観形成基準																																							
建築物の建築等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。</li> <li>壁面線や高さを揃えることで街並みの魅力向上に努める。</li> </ul>																																							
	外観	<p>形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul> <p>色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Y の高明度低彩度色を推奨する。</li> <li>使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。</li> <li>アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。</li> </ul> <p>※着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p><b>【外壁の色彩基準】</b> ※マンセル表色系については6ページを参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">まちなか景観ゾーン※1</th> <th colspan="3">その他の景観ゾーン※2</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5R~10YR</td> <td>—</td> <td>6以下</td> <td>5R~10YR</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>Y</td> <td>—</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2以下</td> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「都市計画用途地域内」とする。                  ※2 「都市計画用途地域外」並びに「都市計画区域外」とする。但し、幹線道路沿道など、まちなか景観ゾーンと同等と認められる場合は、まちなか景観ゾーンの基準を適用できる。</p> <p><b>【屋根の色彩基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、周辺の景観と調和した色彩とし、無彩色又は低明度低彩度色を推奨する。</li> </ul>		まちなか景観ゾーン※1			その他の景観ゾーン※2			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	基調色	5R~10YR	—	6以下	5R~10YR	—	4以下	Y	—	4以下	Y	—	3以下	上記以外	—	2以下	上記以外	—	1以下	アクセント色	全色相	—	—	全色相	—	6以下
		まちなか景観ゾーン※1			その他の景観ゾーン※2																																				
色相		明度	彩度	色相	明度	彩度																																			
基調色	5R~10YR	—	6以下	5R~10YR	—	4以下																																			
	Y	—	4以下	Y	—	3以下																																			
	上記以外	—	2以下	上記以外	—	1以下																																			
アクセント色	全色相	—	—	全色相	—	6以下																																			
外構・敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、樹木や草花等により極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li> <li>建築設備は、道路から目立つ場所には極力設置せず、やむを得ず設置する場合は、道路から見えないように覆い等で隠すか、建築物本体の色彩基準に基づき修景する。</li> <li>日よけテントを設置する場合は、街並みや建築物本体と調和するように色彩やデザインに配慮する。</li> <li>塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより、周辺景観との調和やまちなみの連続性に配慮するとともに、景観の向上に資するように努める。</li> </ul>																																								

行為	事項	景観形成基準	
工作物の建設等	柵・塀	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。</li> <li>周囲の柵・塀との調和や連続性に配慮することで街並みの魅力向上に努める。</li> </ul>
		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>長大な壁面は、形態の工夫等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</li> </ul>
		色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>色彩は、出来る限り無彩色又は低彩度色を使用し、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>材料は、出来る限り自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。</li> </ul>
	太陽光発電施設	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。</li> <li>設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。</li> <li>太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。</li> </ul>
		形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。</li> </ul>
		色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩を使用するように努める。</li> <li>太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するように努める。</li> </ul>
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。</li> <li>太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。</li> </ul>
	その他の工作物	位置・高さ	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		形態・意匠	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		色彩・材料	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
		外構・敷地の緑化	※ 建築物の景観形成基準に準ずる。
	土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。</li> <li>形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする。ただし、用水貯水池の補修などは除く。</li> </ul>
法面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>法面・擁壁は、出来る限り生じないよう努める。</li> <li>やむを得ず発生した法面・擁壁は、規模・形態・意匠・色彩などが周辺の景観と調和するよう配慮し、出来る限り緑化等による修景に努める。</li> </ul>	
土石の採取又は鉱物の掘採	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。</li> </ul>	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。</li> <li>掘採終了後、緑化しやすいよう、計画的な掘採を行うことに努める。</li> </ul>	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるよう努める。ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りでない。</li> <li>伐採後は、植栽などによる修景に努める。</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積物は、敷地境界から出来る限り後退させる。</li> <li>道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮へいや堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> </ul>	

※以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

◆寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。

◆公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

### 3. 特定施設届出地区

幹線道路沿いでは経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や工作物、広告物が建設されやすい傾向にあります。これにより、良好な眺望や自然豊かな景観、落ち着いた雰囲気が失われてしまう恐れがあります。

そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物等について、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぎ、良好な景観形成を図ります。

#### 対象区域の範囲

下表の路線の道路端から両側 20 m 以内の区域（景観重点地区を除く。）とします

	路線名	始点	終点	区域の範囲
1	国道 3 号	八代市と氷川町との境界	赤松隧道八代市側坑口	路端から両側 20m 以内
2	国道 219 号	国道 3 号との交点	球磨川遥拝堰との交点	路端から両側 20m 以内
3	県道八代港線	国道 3 号との交点	大島橋との交点	路端から両側 20m 以内
4	県道西片新八代停車場線	県道八代港線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から両側 20m 以内
5	県道新八代停車場線	県道西片新八代停車場線との交点	八代市上日置町 4253 番地先	路端から両側 20m 以内
6	市道新八代駅前線	県道西片新八代停車場線との交点	県道新八代停車場線との交点	路端から両側 20m 以内
7	市道竜西東西 15 号線	市道竜西南北 20 号線との交点	市道新八代駅前線との交点	路端から両側 20m 以内
8	市道竜西南北 20 号線	市道竜西幹 1 号線との交点	八代市長田町 3545 番地先	路端から両側 20m 以内
9	市道竜西東西 18 号線	市道竜西南北 20 号線との交点	市道竜西南北 29 号線との交点	路端から両側 20m 以内
10	市道竜西南北 29 号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西東西 18 号線との交点	路端から両側 20m 以内
11	市道竜西幹 1 号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西南北 20 号線との交点	路端から両側 20m 以内

#### 届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の特定施設及び届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

なお、特定施設届出地区は、一般地区（市全域）に重ねて指定することから、特定施設以外の全ての行為については、一般地区の届出対象行為及び景観形成基準が適用されます。

#### ■届出が必要な特定施設の一覧

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業 等
旅館業法第 2 条第 2 項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
太陽光発電施設（自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。）	
広告塔、広告板、屋上広告	
その他	カラオケボックス、コインパーキング

## ■ 特定施設届出地区における届出対象行為

行為の種類※1		行為の規模※2
建築物の建築等※3	新築、増築、改築、移転若しくは撤去	・当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
工作物の建設等※4	新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵及び塀、擁壁等
		記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 等
		電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等
		太陽光発電施設
		広告塔又は広告板※5
広告物の設置又は外観の変更※5		・はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドブルーン及びこれらに類するもので、90 日を超えて継続して掲出又は表示されるもの 又は ・表示面積が 1 ㎡を超えるもの

※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さととの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物とする。

※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

## 「マンセル表色系」について

この計画では、日本工業規格(JIS)に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N(無彩色)とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色(白と黒自体も含む)の総称を指します。

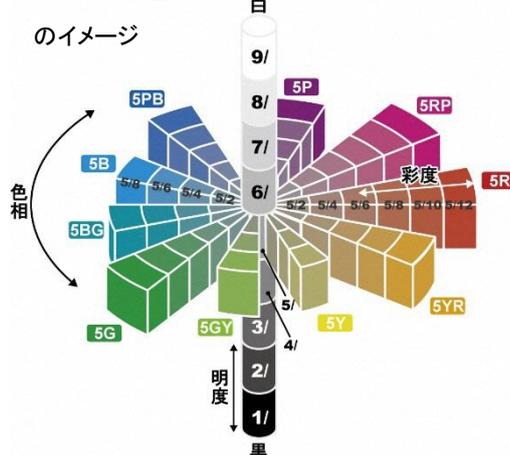
### ■ 色の3属性

①色相	②明度	③彩度
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。

### マンセル値の読み方

5R 4 / 12 ※「5アール4の12」と読む  
①色相 ②明度 ③彩度

### ■ マンセル表色系

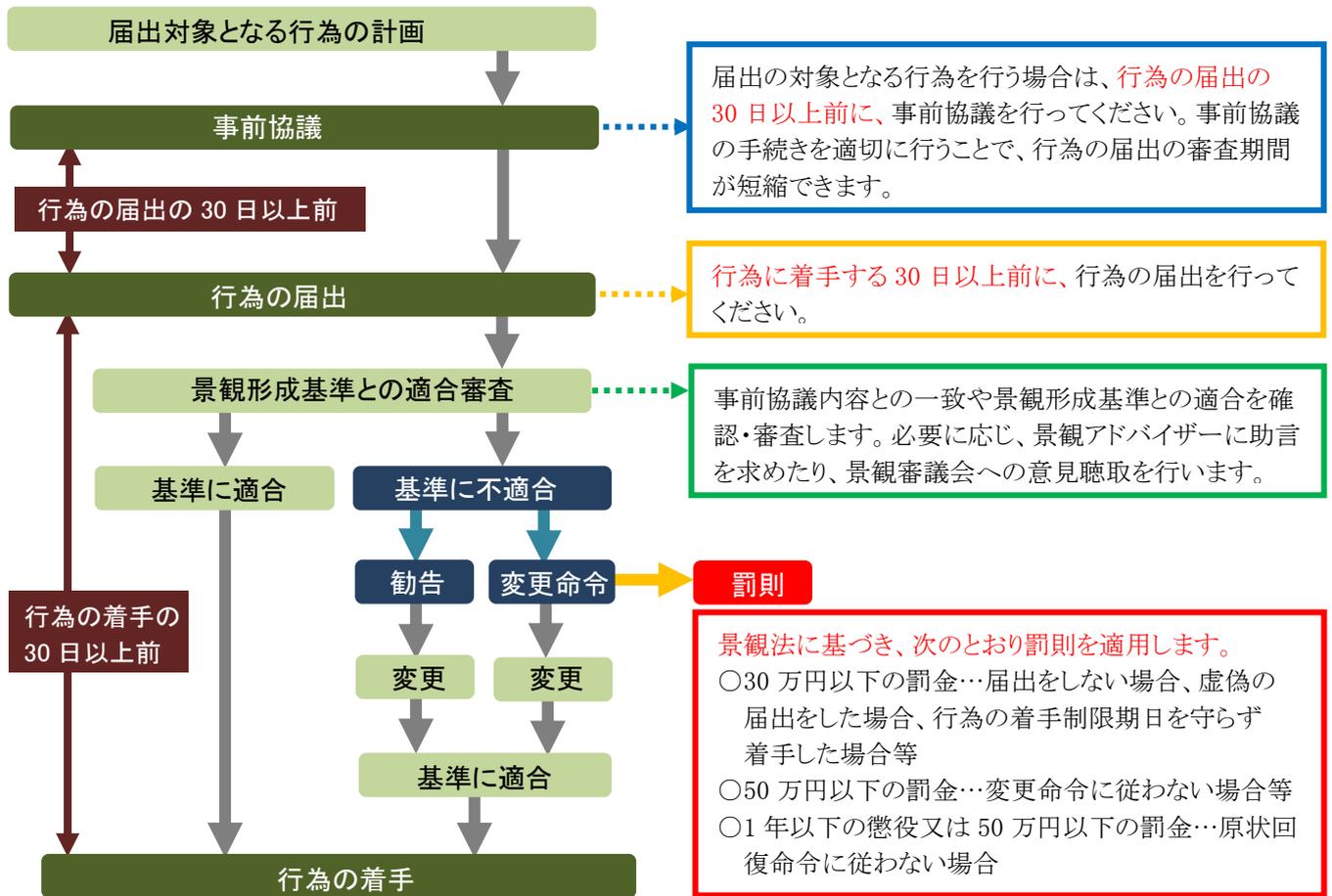


特定施設届出地区における景観形成基準は、以下の通りです。

事項		景観形成基準																		
位置・高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等、出来るだけ道路から後退した位置とする。</li> <li>・隣接する施設相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。</li> <li>・交差点等、角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。</li> <li>・太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けるように配慮する。</li> </ul>																		
外観	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物・工作物等は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。</li> <li>・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・電飾を含め、壁面の意匠は、それ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>・広告物については、出来るだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともに、その沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とするように努める。</li> </ul>																		
	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、下表の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Yの高明度低彩度色を推奨する。</li> <li>・使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。</li> <li>・アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。</li> <li>・特に屋根面には、出来る限り無彩色又は低明度低彩度色を使用し、周辺の景観と調和したものとする。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とするように努める。</li> <li>・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用するよう努める。</li> </ul> <p>※着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。</p> <p>※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p> <p>【色彩基準】 マンセル表色系については6ページを参照</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基調色</td> <td>5R~10YR</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>アクセント色</td> <td>全色相</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	基調色	5R~10YR	—	6以下	Y	—	4以下	上記以外	—	2以下	アクセント色	全色相	—	—
	色相	明度	彩度																	
基調色	5R~10YR	—	6以下																	
	Y	—	4以下																	
	上記以外	—	2以下																	
アクセント色	全色相	—	—																	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって、中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>・建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努める。</li> <li>・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲は、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>・敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努める。</li> <li>・敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>・既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。</li> <li>・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないように努める。</li> </ul>																		
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li> <li>・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、出来るだけ行わないようにする。</li> <li>・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li> </ul>																		

## 4. 届出の流れ

景観法及び八代市景観条例に基づく行為の届出の流れは、以下の通りです。



※原則、市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、行為に着手することができません。

### 届出に必要な書類

※届出様式は八代市ホームページからダウンロードできます(1ページを参照)。  
※必要に応じ、その他の資料を提出していただくことがあります。

■一般地区…「一般地区における行為の(変更)届出書(様式第1号)」に以下の書類を添付(2部提出)。

行為の種類	添付書類※彩色立面図にはマンセル値を記載すること。
建築物(工作物)の新築若しくは新設、増築、改築、移転及び撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図、配置図及び緑化計画図、彩色立面図(4面)、現況写真 ※太陽光発電施設については上記のほか以下の図面も添付 ・太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積がわかる図面 ・フレーム、架台その他の附属設備の色彩がわかる図面 ・完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合には、フォトモンタージュ又はイメージパース)
土地の区画形質の変更及び地形の外観の変更を伴う土石の採取又は鉱物の掘採	位置図、現況図、計画図、縦横断面図、構造物等の詳細図、現況写真
木竹の伐採	位置図、伐採計画図、土地利用計画図、現況写真
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図、配置図、現況写真

■特定施設届出地区…「特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)」に以下の書類を添付(2部提出)。

行為の種類	添付書類※彩色立面図にはマンセル値を記載すること。
特定施設及び附属施設(広告塔、広告板及び屋上広告を除く)の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図、配置図及び緑化計画図、彩色立面図(4面)、現況写真 ※太陽光発電施設については上記のほか以下の図面も添付 ・太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積がわかる図面 ・フレーム、架台その他の附属設備の色彩がわかる図面 ・完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合には、フォトモンタージュ又はイメージパース)
広告塔、広告板及び屋上広告の新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	位置図、配置図、広告物計画図、現況写真
広告物の設置又は外観の変更※1	位置図、配置図、広告物計画図、現況写真

※1 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。